

令和 7 年度

会津南部農業水利事業

門田幹線用水路整備工事

特 別 仕 様 書

東北農政局会津南部農業水利事業所

第1章 総則

会津南部農業水利事業門田幹線用水路整備工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、会津南部土地改良事業計画に基づき門田幹線用水路の整備工事を行うものである。

2. 工事場所

福島県会津若松市神指町地内他

3. 工事概要

本工事は、門田幹線用水路の整備工事を行うものであり、その概要は次のとおりである。

1 工区

水路延長 36.8m

施工始点 測点 No. 50+10.05

施工終点 測点 No. 50+46.80

内訳

フェンス更新 72.5m

門扉（片開き） 4組

門扉（両開き） 1組

2 工区

水路延長 682.5m

施工始点 測点 No. 314+39.90

施工終点 測点 No. 328+22.40

内訳

フェンス更新 739.5m

門扉（片開き） 6組

3 工区

水路延長 669.6m

施工始点 測点 No. 337+2.20

施工終点 測点 No. 350+21.80

内訳

フェンス更新 1195.7m

門扉（片開き） 5組

4. 工事数量

別紙－１「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 80 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和 7 年 5 月 29 日から令和 7 年 11 月 28 日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和 7 年 5 月 28 日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（土）第 1 章 1－1－9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

（1）騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地交通状況により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

（3）交通対策

公道の使用にあたっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。また、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において、路面清掃等の維持管理を行うと共に事故防止に努めなければならない。

（4）安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書（土）第 1 編 1－1－3 4 及び 3－2

－ 2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

(5) その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

2. 関係機関との調整

(1) 公衆用道路使用に関する協議

本工事で予定している工事用道路は、公衆用道路を利用する計画であり、工事施工までに管理者から道路使用に関する許可を得る予定である。また、受注者は道路使用にあたっては、監督職員が示す道路使用に関する条件等を遵守するものとする。

(2) 関係機関との調整

工事の実施にあたっては、共通仕様書（土）第 1 編 1－1－4 2 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第 5 章 仮設

1. 工事用道路等

(1) 工事用進入路

本工事では、既存の公衆用道路を工事用進入路として利用することとしている。また、使用する道路の利用前、利用後の道路状況を撮影記録するものとする。

なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 除雪工

除雪は降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

3. 現場発生材置場

現場発生材は下記の場所へ搬出するものとする。

地先名	摘要
会津若松市門田町徳久地先	門田幹線用水路 新 10 号調圧水槽

4. 建設発生土受入地

建設発生土の受入地は、次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
3 工区 除草範囲	会津若松市神指町大字北四合字石田丙 1214	225m3	

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は想定していないが、工事用地等の確保が必要と判断される場合は別途監督職員と協議すること。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであるが、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

（1）コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コン クリート	18	8	25	65 以下	BB	防草コンクリート

※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

（2）石材及び骨材

再生クラッシャーラン RC-40

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事用材料は、使用前に物性試験結果表・試験結果報告書・カタログ等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
転落防止柵類	カタログ、試験成績書
アンカーブロック	カタログ、試験成績書
砕石類	試験成績書、粒度分析表

3. 資材の調達地域等

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するも

のとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際に取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の対象とするものとする。

資材名	規格	調達地域等
再生クラッシャーラン	RC-40	会津若松市、喜多方市、会津坂下町

第9章 施 工

1. 一般事項

（1）基 準 点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所（フェンス）

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理 施設名	住所	受け入れ 時間	事業区分
コンクリート殻 （有筋）	（有）吉田骨材店	会津若松市北会津町上米塚字 村東 1314	10:00 ～18:00	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

（1）土木工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
--	------	----------------------	----------------------

5. 構造物取壊し工

(1) 工事施工上の支障物

工事施工上支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立会いを求め、現地確認を実施したうえで事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員の承諾のうえ撤去するものとする。

(2) 既設構造物取壊数量

既設構造物取壊数量は、取壊し前に現地にて断面計測等の確認による数量と実際計量した数量に差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) フェンスの撤去

フェンスについては、計上・数量等について監督職員の確認を受けた後に、撤去するものとする。

6. 補修工

(1) フェンス更新

フェンス更新については、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

7. その他

工事用地周辺の耕地に異物が混入しないよう十分注意して施工するものとし、混入した異物は丁寧に除去するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を移し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 天災その他不可抗力

1. 異常出水

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとし、本工事における異常出水による損害は想定していないが、受注者の善良な管理のもとにおいて、異常出水による被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

2. 工事現場の巡視等について

受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合は、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。ただし、緊急時やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

なお、臨機の措置に要した費用は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 自然条件等に関する事項

- (1) 現場状況等により構造及び工法を変更した場合。
- (2) 転石が出現した場合。
- (3) 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合。
- (4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事等の中止があった場合。
- (5) 湧水等が発生し、排水処理が必要となった場合。
- (6) 除雪が生じた場合。
- (7) 異常出水が生じた場合。
- (8) 排雪が必要となった場合。

2. 施工方法に関する事項

- (1) 構造物撤去工、補修工の数量に変更が生じた場合。
- (2) 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成及び歩掛調査等を指示した場合。
- (3) 工事用道路等として使用する道路が、正常な運行にもかかわらず破損し、これを補修する場合が生じた場合。
- (4) 工事用道路及び作業ヤードについて追加する場合。
- (5) 材料の規格・数量に変更が生じた場合。
- (6) 建設汚泥処理について追加する場合。
- (7) 産業廃棄物処理量が著しく増減した場合。
- (8) 諸経費動向調査を追加する場合。
- (9) 現場条件、施工計画、工事工程等について工事円滑化会議により確認を行い、両者協議のうえ

変更が生じた場合。

- (10) 設計図書の照査等に基づく変更が生じた場合。
- (11) 建設発生土受入地、受入方法、処理方法等に変更が生じた場合。
- (12) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事中止があった場合。
- (13) 施工にあたり新たに工作物の撤去が必要となった場合。
- (14) 原形復旧工事、場内整備工事を追加する場合。

3. 関係者との協議に関する事項

- (1) 第三者との協議等により、変更が生じた場合。
- (2) 関係機関との協議等により、変更が生じた場合。
- (3) 防音、防塵及び防振処理が必要となった場合。
- (4) その他両者協議の上、必要と認めた場合。

4. 施工管理等の方法に関する事項

- (1) 施工段階確認項目に変更が生じた場合。
- (2) 安全衛生管理内容に変更が生じた場合。
- (3) 遠隔確認試行の実施を指示した場合。

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 入札後契約 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

6. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。

ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象費」という。）等について、工事実施にあたって積算額と実際

の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

・営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、別紙－2、様式1に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙－2、様式2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 共通仮設费率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙－3、様式1に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施行条件確認会議）

工事契約後に円滑な工事着手が図れるよう事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な原因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 10. (1)、(2)、(3) 及び(4) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

10. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。
詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

11. 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

- ① 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
	〔現場閉所1週間に2日以上〕	〔現場閉所率28.5%(8日/28日)以上〕

労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費 (率分)	1.06	1.05

② 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成現場閉所率28.5%（8日/28日）以上現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

（6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算にあたっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02

12. 週休2日制の促進

（1）本工事は、週休2日制工事の現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

1）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※補正係数 : 1.2

14. 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、以下に示す工区 (以下、工事箇所という。) ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

工区	工事箇所
1 工区	No. 50+10.05～No. 50+46.80
2 工区	No. 314+39.90～No. 328+22.40
3 工区	No. 337+2.20～No. 350+21.80

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正 (施工地域による補正等) については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

15. 現場環境改善の試行

- (1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア（ア）～（カ）の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア） 洋式（洋風）便器
- （イ） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ） 臭い逆流防止機能
- （エ） 容易に開かない施錠機能
- （オ） 照明設備
- （カ） 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ） サニタリーボックス
- （コ） 鏡と手洗器
- （サ） 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ） 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス） 擬音装置（機能を含む）
- （セ） 着替え台
- （ソ） 臭気対策機能の多重化
- （タ） 室内温度の調整が可能な設備
- （チ） 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。な

お、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

16. 1 日未満で完了する作業の積算

- （1）本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- （4）受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- （5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。
- （6）1 日未満積算基準「3 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第 13 章 14 の箇所とする。

17. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－4「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。
- (2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。
- (5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事実施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【 1 工区】				
1. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
殻運搬・処理	有筋コンクリート	m3	0.700	
(2) 運搬費				
現場発生材輸送	1 工区→新10号調圧水槽 現場発生材	式	1	
2. 補修工				
(1) フェンス更新工				
ネットフェンス撤去工	アンカーボルト含む	m	72.500	
ネットフェンス撤去工	門扉 片開 アンカーボルト含む	組	4.000	
ネットフェンス撤去工	門扉 両開 アンカーボルト含む	組	1.000	
格子フェンス設置工		m	72.500	
格子フェンス設置工	門扉 片開	組	4.000	
格子フェンス設置工	門扉 両開	組	1.000	
防草コンクリート		m3	2.000	
無収縮モルタル		m ²	5.000	
床掘		式	1	
埋め戻し		式	1	
基礎砕石		m ²	3.800	
基礎砕石	防草コンクリート	m ²	20.000	
残土処理		m3	9.000	
【 2 工区】				
1. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
殻運搬・処理	有筋コンクリート	m3	6.000	
(2)運搬費				
現場発生材輸送	2工区→新10号調圧水槽 現場発生材	式	1	
2. 補修工				
(1)フェンス更新工				
ネットフェンス撤去工	アンカーボック含む	m	739.500	
ネットフェンス撤去工	門扉 片開 アンカーボック	組	6.000	
格子フェンス設置工		m	739.500	
格子フェンス設置工	門扉 片開	組	6.000	
防草コンクリート		m3	19.000	
無収縮モルタル		m ²	50.000	
床掘		式	1	
埋め戻し		式	1	
基礎砕石		m ²	34.000	
基礎砕石	防草コンクリート	m ²	190.000	
残土運搬		m3	83.000	
【3工区】				
1. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
殻運搬・処理	有筋コンクリート	m3	9.100	
(2)運搬費				
現場発生材輸送	3工区→新10号調圧水槽 現場発生材	式	1	
2. 補修工				
(1)フェンス更新工				
ネットフェンス撤去工	アンカーボック含む	m	1,195.700	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ネットフェンス撤去工	門扉 片開 アンカーブロック	組	5.000	
格子フェンス設置工		m	1,195.700	
格子フェンス設置工	門扉 片開	組	5.000	
防草コンクリート		m ³	31.000	
無収縮モルタル		m ²	81.000	
床掘		式	1	
埋め戻し		式	1	
基礎砕石		m ²	54.000	
基礎砕石	防草コンクリート	m ²	306.000	
残土運搬		m ³	133.000	
3.刈払工				
(1)刈払工				
刈払工		ha	0.060	

別紙－ 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管 理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

様式 2

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差 額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舍、倉庫、材 料保管場所等の敷地 借上げに要する地代 及び建物を建築する 代わりに貸しビル、マ ンション、民家等を長 期借上げした場合に 要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテ ル等に宿泊する場合 に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸送 含む）をするために要 する費用（運転手賃 金、車両損料、燃料費 等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、労 働者の帰省旅費、労働 者の帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助、交 通費の支給			
	小 計					
合 計						

別紙－ 3

様式 1

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要す る費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開、除 根、除草作業に要する費用	
合 計				

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表１（第３条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表１、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

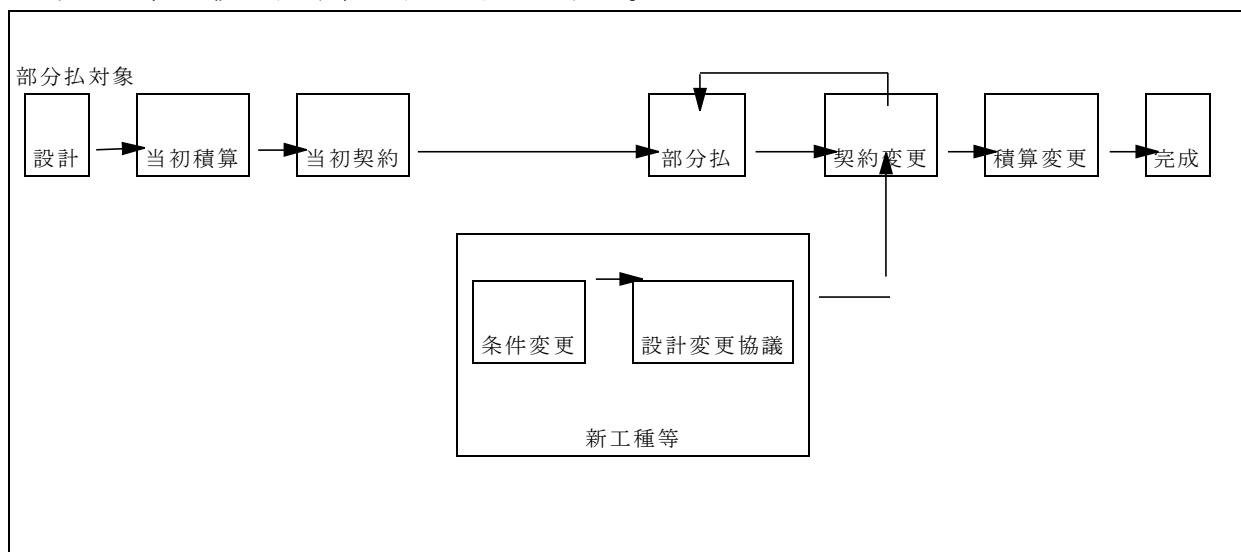
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹⁾内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

出 来 高
工 事 期 間
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

令和7年度 会津南部農業水利事業

門田幹線用水路整備工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2 1 / 4	フェンス計画平面図(1/4)	1	
2 2 / 4	フェンス計画平面図(2/4)	1	
2 3 / 4	フェンス計画平面図(3/4)	1	
2 4 / 4	フェンス計画平面図(4/4)	1	
3	フェンス標準図(参考)	1	
	合 計	6	